

告示第64号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年6月20日

和束町長 堀 忠 雄



記

- 1 景観計画の名称
和束町景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
和束町全域
- 3 効力の発生する日
平成28年6月20日
- 4 縦覧場所
和束町役場2階地域力推進課